

○山井委員 まず最初に、民主党を代表しまして、桂宮様の御薨去に対しまして、心より御冥福をお祈り申し上げます。

三十分の質問時間をいただきまして、ありがとうございます。私からは、決算とも関連しまして、このたびの成長戦略、そしてその目玉について、御質問を安倍総理にさせていただきたいと思っております。安倍総理には全て質問通告をさせていただきましたので、総理の答弁をお願い申し上げます。

今回、成長戦略という中で、五月一日、イギリス・ロンドンで安倍総理は講演をされました。こちらのフリップでございますように、有名な講演ですね。ドリルの刃となって労働改革と年金運用改革を、ドリルの刃となってやっていくと。

どんな改革をするのかなと思いましたが、ここに書いてありますように、「労働の制度は、新しい時代の、新しい働き方に合わせ、見直しを進めます。」これを、「ドリルの刃は、最大速度で回転しています。」

ドリルの刃を最大速度で回転して労働改革をしていく。具体的にどういうことかと思いましたが、残業代ゼロ制度、別名ホワイトカラーエグゼンプション。安倍総理が第一次安倍政権で行われようとして頓挫をしたのが、この残業代ゼロ制度でありました。

簡単に御説明をさせていただきますと、残業代は、管理職には払われておりません。管理職以外の一般社員には、労働基準法によりまして、残業代が払われているわけでありまして。しかし、今回の残業代ゼロ制度というのは、一般社員であっても残業代をゼロにしていく、そういう制度でありまして、この制度、今、年収が一千万円以上とかいろいろ議論は出ておりますが、どんどんこの年収要件が下がって拡大していってしまうのではないかと、いうふうに私は心配をしております。

実際、きょうも配付資料に書きまされたけれども、七年前、第一次安倍政権で取り組まれたときは、日本経団連が年収四百万円以上ということを要望されたわけですね。ところが、最終的に年収九百万円以上で何とかやろうとした。

しかし、次の資料にもありますように、二〇〇七年一月十七日。十六日に決定があったわけですね、現段階で国民の理解が得られていると思えないというふうに安倍総理が述べられて、この残業代ゼロ法案というのは、七年前に一度、安倍総理が断念をされたわけです。

そして今回、下に産経新聞も配付資料でありますけれども、「対象は年収一千万円以上 残業代ゼロ 関係閣僚が合意」。産経新聞の六月十二日の朝刊に記事が出ております。

そこで、安倍総理にお伺いしたいんですが、七年前、第一次安倍政権で、この残業代ゼロ、ホワイトカラーエグゼンプションができなかった。今回、成長戦略の目玉としてやろうとされている。七年前に頓挫した残業代ゼロ制度と今回の残業代ゼロ制度、どのように違うのでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 そもそも、まず、委員は、残業代ゼロ、そういうレッテルを張っていますが、さすがに、そのレッテルにもちょっと自信がないのでクエスチョンマークをつけているようでありまして、そういう考えでは全く考え方が異なるわけでありまして。

創造的な仕事と能力を持った方々を、どれだけ長く働いたかということで評価することが適切だとは言えないわけでありまして、日本人の創造性を解き放って付加価値を高めていくためには、残業代という概念がないような時間で働く、そういう人々がそういう世界で成果を上げていく、上がった成果に対して評価をしていくことが大切であります。極めてクリエイティブな仕事をしている人たちにとっては、いわば時間という制約ではなくて、そういうひらめきが起こったら集中的に仕事をしていくわけでありまして、そこで結果を出していくということになります。それが、短時間で成果が上がる場合もあるわけでありまして。

そしてさらに、私から、希望しない人には適用しない。そもそも、希望しない人には適用されないんです。そして、対象は、職務の範囲が明確で、高い職業能力を持つ人材に限定をします。それ以外の一般の勤労者の方々は対象にしません。そして、働き方の選択によって賃金下がることのないように、しっかりと手当てをしてまいります。それを前提として検討するように、関係閣僚に対して指示をしたところであります。

今の御説明をすると、最初、山井委員が話されたときに、大変なことが始まるのかなと思った多くの方は御安心をしていただいたのではないかと、こう思うところであります。

そこで、私の目指す労働改革は、子育て、介護等の事情を抱える方、高度な専門性を持つプロフェッショナルな方など、さまざまな方が柔軟に働き方を選べるようにするものであります。現在、政府内部で検討を進めているところでありまして、今後、与党とも協議を行いまして、成長戦略の改定に向けてしっかりと方向性を出していきたい。その上において、制度の詳細について、今後、関係審議会において検討を行うこととしているところであります。

いずれにいたしましても、労働環境は大きく変わったわけでありまして、春闘で直近十年間で最高水準の賃上げを実現し、そしてボーナスにおいても過去三十年間で最高の伸び率、有効求人倍率は政権をとって以来十七カ月連続で改善をしているわけでありまして。

つまり、その中におきまして、使用者側もいい環境、いい賃金を提供しなければ、だんだん人が集まってこなくなっているという状況ができてくるといことも申し添えておきたいと思っております。

○山井委員 最初に申し上げますが、きょう配付資料にも書いておりますが、別に残業代ゼロと私だけが呼んでいるわけではなく、朝日新聞でも産経新聞でもそういうふうに報道されているということをお知らせしたいと思っております。

そしてまた、安倍総理は、本人が希望しないとこの制度の対象にならないということですが、これは幹部候補生などが対象になると言われていますが、やはりそれは、上司や会社側から、こういう制度を将来の幹部であるあなたにはやってほしいと言われたら、なかなか本人は断れない、そういうものだというふうに私は思います。

おまけに、安倍総理、今私が質問したことに結局お答えになりませんでしたね。七年前には、現段階では国民の理解が得られていると思えないといつて断念をされたんです、この制度、ホワイトカラーエグゼンプション、残業代ゼロ制度。今回とどう違うんですか。

○安倍内閣総理大臣 前回も、その制度自体が悪かったのかどうかということよりも、残念ながら理解が得られていなかったということでもあります。

そして、もう既に山井委員が御指摘になったように、今回は一千万円以上ということもございますし、そしてまた、国民の理解を得る上において、今こういう機会も与えていただいておりますので、御本人がそもそも了解をしなければそれは適用にならないということも含めて、今、条件を明示させていただいたところでございます。

そういうことも含めて、国民の皆様に対する理解を進めていくことがこれからは十分に可能ではないか、こう考えている次第でございますし、その点が七年前とは大きく違うというところでございます。

○山井委員 七年前でも、本人の了解が必要なのは、そんなことは当たり前だと私は思いますし、結局、七年前は九百万円以上で失敗したから今回は一千万円以上ということかというふうに思います。

そこで、これについては、経団連の方からは、少なくとも一〇%程度の方を対象にしてほしい、そういう要望が来ているわけでありまして。「全労働者の一割は対象に」と、少なくともというふうに経団連の会長はおっしゃっておられます。

ということは、全労働者は五千万人おられますから、一割ということは、五百万人ぐらい対象にするようにということを要望されております。さらに、七年前の要望でも、四百万円以上というのが経団連の要望でありました。

そこで、安倍総理にお伺いしたいんですが、今、一千万円以上ということをおっしゃいましたけれども、これはずっと一千万円以上なんですか。それとも、この制度を導入して何年かたったら、八百万円や六百万円というふうに年収要件が下がる可能性はあるんですか。安倍総理、お願いいたします。

○田村国務大臣 今総理からお話がありましたとおり、成長戦略の改訂版に載せるべく、今検討をいたしております。

これは骨格が決まっていれば制度設計するわけでありまして、制度設計の中で、少なくとも一千万円以上というような言い方をいたしておりますけれども、妥当な、つまり、今委員がおっしゃられたとおり、例えば、労働者が納得しなくたって、そう迫られたらそうせざるを得ないんじゃないかと言われてましたが、そのような交

渉力のある、そのような金額というのはどれぐらい給与をもらわれている方であろうと。

あわせて申し上げれば、先ほど、以前のホワイトカラーエグゼンプションと一緒にじゃないかと言われましたが、これに関しては、以前は、まさに自己管理型の労働制、課長さんのことを言われましたよね、労働時間を自分で管理できる、そういうような視点から前は提案をさせていただいたわけですが、今回は、成果を評価する、労働時間ではかるのではなくて成果を評価する働き方、こういう方々に限定をいたしておりますので、おのずから変わってくるわけでございます。

そういうところを含めて、交渉力のある、そういう年収、こういうものを設定してまいりたい、詳細が決まった上で、その後のいろいろなことは形を示してまいりたい、このように考えております。

○山井委員 安倍総理、質問通告もしておりますので、安倍総理からお答えください。ここは重要なところですよ。

なぜならば、国民にとっては、一千万円以上の方々だけの話なのか、導入時はそうだけれども、将来的に八百万円、六百万円と年収要件が下がってくるかは非常に重要な、重要な問題ですから、安倍総理、お答えください。安倍総理、お答えください。単純な質問ですから、安倍総理、これは成長戦略の目玉と……（安倍内閣総理大臣「事実関係だから」と呼ぶ）違います、安倍総理の考えを聞いているんです。質問通告もしていますので、安倍総理、お願いいたします。

○松浪委員長 田村大臣、手短にお願いします。

○田村国務大臣 今から、まず、金額がどうなるか、これは話し合っ決めていきます。その後にしましては、経済状況もいろいろと変わってまいります。先ほども言いました、交渉力のある年収は幾らであるか、そういうことを勘案して、その後にいろいろな議論をしてまいるということでもあります。

○山井委員 安倍総理、逃げないでください。質問通告もしっかりしてあります。この年収要件は下がる可能性はあるんですか。

○安倍内閣総理大臣 これは担当大臣がいるんですから。あなたが聞いているのは事実関係でしょう。（山井委員「違います。総理の考えを聞いております。」と呼ぶ）いや、ですから、私の考えというよりも、厚生労働大臣がお答えしていることが事実ですよ。これは厚生労働大臣に任せているんですから。ですから、交渉力のあるということ、現在では一千万円ですよ。

つまり、これは、だんだん、今、労働市場もタイトになっている中において、かつ一千万円以上であれば、企業にとってその人材は絶対に必要なんですよ。つまり、そういう人材が必要の中において、その中で、あなたはこういう働き方がいいですかという中において選択をしていく、そういう時代なんですよ。山井さんもちょっと考え方が大分もう古いんですよ、はっきりと申し上げまして。新しい時代で、グローバルの中で勝ち抜いていかなければいけない、企業も勝ち抜いていかなければ雇用も確保できないんですよ。よって、国民にとっても、しっかりと収入の場が確保できないという中にあるわけですね。

その中で、今大臣がお答えをしたように、現時点では一千万円ということが目安になるわけでありまして、しかし、経済というのは生き物ですから、これは、我々は今、デフレ脱却はできていませんが、デフレではないという状況をつくりました。完全にデフレ脱却をして、物価安定目標に向かってちゃんと進んでいけば、これは一千万円がむしろ、だんだん状況としては上がっていくということになります。

しかし、逆に、世界経済が大きく変化する中において、これは、いわば、お金の価値がまた変わってくれば、それは当然そういうことが起こるわけですが、いずれにいたしましても、今、ポイントは、大臣がお答えをしたように、いわば、働いている人がしっかりと交渉をするという、交渉力を持つ金額ということで、今答弁をさせていただいたとおりでございます。

○山井委員 これも質問通告してありますので安倍総理に改めて聞きますが、それでは、この法案、労働基準法の改正ということで来年にも出てくるのではないかと思います、幾ら以上の年収の方を対象にするということは法案に明記をされるんですか、安倍総理。

○松浪委員長 田村大臣、手短に願います。

○田村国務大臣 先ほど申し上げました。これは成長戦略改訂版の中にこれを盛り込んでまいります。その上で制度設計するわけがあります。

これは、当然のごとく、いろいろな議論をします。党内でも議論いたしますが、事業主の代表者、それから労働界の代表者、さらには学識者、こういう方々に入っていて、いろいろと議論をいただいて最終的な制度設計に向かっていくわけでありまして、その中において、どのような形で盛り込むか、法案の中に盛り込むのか、ほかの方法であるのか、それはそこでいろいろな議論をさせていただきながら、我々としては、最終的に厚生労働省として、大臣として決定をさせていただきたい、このように考えております。

○山井委員 これは本当に、どんどん年収要件が下がっていくかどうかは、雇用政策にとって一番重要です。

私は、安倍総理がおっしゃってわからないのは、私の考えは古いとおっしゃいますが、私は今、労働時間が延びたり、残業が延びたり、過労死が深刻化する中で、いかに労働者の健康を守っていくか、そして企業を成長させるか、非常に重要な課題だと思っております。残業代をゼロにするのがなぜ新しい考えなのか、よくわかりません。

今も、法案に年収要件の額を入れるのかどうかわからないという無責任な答弁が田村大臣からありましたが、安倍総理に改めてお伺いをさせていただきます。

千二百万円の年収要件で有料職業紹介の規制緩和、これは、年収千二百万円以上の経営管理者、科学技術者からの手数料徴収を容認するというので、規制緩和が二〇〇二年にされました。しかし、何と翌年にはもう五百万円も下がって、七百万円以上の方には手数料徴収を容認すると。国会審議を経ずに、政省令や告示の変更で簡単に年収要件というのは下がってしまいます。

ですから、私は安倍総理にお聞きしたいのは、一千万円、一千万円とおっしゃいますが、これが将来八百万や六百万、中所得者に下がるのかどうかというのは、国民が一番知りたいことなんです。安倍総理が、ドリルの刃となって最大速度で回転して労働改革していく。この一千万円の収入要件というのは、将来この有料職業紹介のように下がる可能性はありますか、安倍総理。

○安倍内閣総理大臣 これは、もう田村大臣が答えて、先ほど私が答えたことが全てであります。要は、今、山井委員は、過労死をするかもしれないような人たちはどうするんだと。それは絶対あってはならないことありますから、我々はそれをしっかりとやらなければいけない。

そういう意味においては、労働基準局もちゃんとさらにその仕事を徹底していくというのは当然のことです。そのことをより一層ちゃんと徹底していくことを前提に、かつ、今回の新たな労働時間制度については、希望しない人には適用しない、そして対象は、職務の範囲が明確で、高い職業能力を持つ人材に限定をしていく、それ以外の一般の勤労者の方々は対象にしない、そしてさらに、働き方の選択によって賃金が下がることがない、この三原則の中において対応していくということでもあります。

その絶対額については、今後、経済の状況が変化をしていく中であって、その金額がどうかということはありませんよ。しかしそれは、今の段階で、言われている八百万円とか六百万円という水準の方々に、今の物価水準等において、賃金水準においてそういう方々に適用ということは、今はもちろん、それはこの三原則から外れるわけでありまして、そここのところは、今後もこの三原則は変わらないということでもあります。

○山井委員 ということは、安倍総理、これは重要なことです、労働者派遣法でも、最初は少しだけ緩和しますが、どんどんどんどん拡大していつているんですね。ですから私は、今回この一千万円というのがアリの一穴になるのではないかというふうに、金額がどんどん下がっていくのではないか。実際、有料職業紹介では、千二百万が翌年に七百万円に下がっているんです。国会審議もなしに下がっているんです。

安倍総理、そうしたらお聞きしますが、五年後も十年後も一千万円から下がらないということよろしいですか。安倍総理、安倍総理、お願いします。(発言する者あり)

○松浪委員長 御静粛に願います。

○安倍内閣総理大臣 経済というのは生き物ですから、将来の全体の賃金水準、そして物価水準というのは、これはなかなかわからないわけですよ。

そこで、例えば年金においても、安定的な制度とするために、年金額も、物価が下がっていけば、物価スライドでこれは下がっていくじゃないですか。四月から下がった。これは民主党も賛成したわけですね。つまり、その意味において、では、例えば十年前に、十年後に年金額は絶対下がらないんですねと言われても、それは答えられないわけでありまして、それは、現役との関係において代替率がこれぐらいですよという形で答えていくわけであ

ります。

ですから、先ほど来申し上げておりますように、現在の段階における賃金の全体的な状況からすれば、今の一千万円ということであれば、今の段階で八百万円、あるいは六百万円、四百万円の方々は、それは当然入らないということは明確であります。そして、今後については、先ほど申し上げましたような三原則にのっとってしっかりと進めていくということでもあります。

○山井委員 そこをはっきりしていただきたいと思います。

三原則の中には年収要件は入っておりませんから、今後については、八百万や六百万に下がる可能性は否定されないということでしょうか。総理。

○田村国務大臣 総理が何度も申しておりますけれども、要するに、お金の価値がどうなるかという問題は当然ありますよね。例えば、仮に、所得水準がみんな一遍に下がって行って今の十分の一になったときとは違うわけですよ、これは。ですから、そういうような経済の状況だとか所得の状況に応じてどうなるかということは、将来は、これはなかなか予見できないことでもあります。

ただ、一つ言えることは、山井委員が思い描いておられるような方々、つまり、それほど所得が多くない、働いている方全般の中で余り所得が多くない方々まで適用にすることは考えていないわけでもあります。あくまでも、仕事をする、労働契約を結ぶときに交渉力のある方、このような職務ならば私としてはこれは労働契約は結べないと言えるような、そんな交渉能力のあるような方ということでもありますから、そのような年収をしっかりと稼げる方でもあります。

○山井委員 いや、私がこういうことを聞いているのは、先ほども言いましたように、経団連は、現に、少なくとも一〇%、五千万人の労働者からすれば五百万人は適用されるようにということを要望しているわけですね。それで、四百万円以上という年収要件を七年前に要望しておられる、実際に。だから私は聞いているわけです。

それで、安倍総理も逃げておられるのは、今後は三要件とおっしゃいましたが、三要件の中には肝心の年収要件は入っていないんです。

安倍総理、今後も年収要件は、物価の変動とかはいいですよ、それよりも大幅に下がるということはないということでしょうか。それによって、国民はそのことを一番今知りたがっているわけですから、安倍総理、お願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 これは、繰り返しになりますが、希望しない人には適用しないというわけでありまして、また、ポイントの一つは、対象が、職務の範囲が明確で、高い職業能力を持つ人材に限定をしている、そこにポイントがあるわけでありまして、その中において、我々は大体一千万円という年収の額をお示ししているわけでありまして、ここは、我々がまさに一つの考え方としてお示しをしているということでもあります。

いわば、この一千万円というラインにおいて、この三要件というもので現在考えているわけございまして… (山井委員「今後は」と呼ぶ) 今後については、先ほど来、田村大臣もお答えをさせていただきましたように、それは、全体の賃金水準、あるいは物価動向もありますが、そういうものも勘案しながら当然それは決まっていくということになるんだろうと思いますが、それであっても、この三要件は変わらないということになるわけでもあります。

○山井委員 ということは、この三要件には年収要件は入っていませんから、将来的には年収は幾らになるかわからない。ということは、経団連が言っているように、四百万円以上とか、全労働者の一〇%ということになる可能性もあるわけですか、安倍総理。

○安倍内閣総理大臣 それは将来の予測ですから、これはわかりませんよ。

例えば、国会議員の歳費だってわかりませんよ、十年後、幾らになっているか。それは全体の平均収入とかかわりがあるわけでありまして、全体の平均収入が果たして今、絶対幾らかということは、絶対そうだとすることは明確には言えないわけでもあります。

もちろん、今、置かれている予測値はありますよ。この予測値で、我々がしっかりと二%の物価安定目標を達成して三%の成長をしていくということであれば、一千万円を切るということはもちろんないわけでありまして、しかし、それが絶対そうだと、絶対とは経済においては言えないのは当たり前でありまして、そこは市場主義

の経済でありますから、それはないわけではありますが、繰り返しになりますが、我々は三条件、経団連の言っていることと、私たちは政府として今申し上げていることでありますから、そこは違うわけでありますから、私たちは、申し上げていることは、この三条件の範囲、これは明確であるということでございます。

○山井委員 今、三条件、三条件とおっしゃっていますが、重要なのは、この三条件には、ここに書いてありますように、「希望しない人には、適用しない。」「対象を絞り込む。」「賃金が減ることの無いように適正な処遇を確保する。」ということで、肝心の年収要件は入っていないんです。

ですから、改めてお聞きしますが、この三要件、これは、はっきり言いまして、どうとでも解釈できるんですね。非常に曖昧な定義です。ですから、私も、今、安倍総理が将来のことはわからないと言ったのは非常にびっくりしました。ということは、この三要件には年収要件は入っていないということは、将来、経団連が要望しているような、一〇%、五百万人程度、あるいは四百万円の年収制限ということにもなる可能性があるかもしれないということですか、安倍総理。

○安倍内閣総理大臣 制度の詳細におきましては、先ほど申し上げましたように、今後、関係審議会で行うことになります。その審議会で行う上においては、先ほど申し上げました三要件の上に、この詳細な設計を行っていくということになります。

○山井委員 安倍総理、今、制度の詳細とおっしゃいましたが、年収要件が一千万円なのか四百万円なのかは詳細じゃないんです。これは根本なんです。

高所得者だけなのか、中所得者まで入るのか。国民が一番不安に思っているのは、ただでさえ、今、生活が苦しい、また長時間労働がある、その中で、私は高所得者にこの残業代ゼロ制度も反対ですが、中所得者に入るのももっとも反対ですから、安倍総理、そうしたら、これは中所得者に将来的にもしかなしたら、この三要件に合致したら、中所得者の方も残業代ゼロ制度が入る可能性があるということですか。安倍総理。

○松浪委員長 田村大臣、手短に願います。

○田村国務大臣 何度も申し上げておりますが、職務の範囲が明確で、職業能力の高い方が対象、これに絞り込むというふうに総理から我々は指示をいただいております。そういう方がどういう方かということをお考えいただければ、それはもう御理解いただけるんじゃないのか。

多分、山井委員が思い描いておられるような方は、対象にならないということでもあります。

○山井委員 これは国民の皆さんも非常に心配しているところです。残業代がなくなって賃金が減るんじゃないか、残業代がなくなって長時間労働になるんじゃないか。

安倍総理、これは、中所得者には将来的には絶対に広がらないということでもよろしいですか。というのが、この三条件だと、中所得者も入りますよ、中所得者で専門的能力が高い人は入る危険性がありますから。いかがですか、安倍総理。

○安倍内閣総理大臣 先ほど申し上げましたように、我々の方は一千万円ということを目途としているわけでありまして、そして、当然、その人は、希望しない人には適用しないという中において、交渉力がある人、山井さんが言った御懸念が顕在化しないような、そういう対象を思い描いているわけでありまして。

まさに、創造的な仕事をしている、専門性の高い仕事をしている、そういう人たちが、むしろ、今の労働時間制では、その範疇の中で仕事をしていることによってかえって効率性が下がるという方々もおられるわけでありまして、そういう方々に、選択肢、もっと自分の生産性を上げていきたい、自分の能力を生かしていきたいという人、もっと自分の能力を開花したいという人たちにそういう働き方ができるようにしていく、そういう制度であるということを重ねて申し上げたいと思います。(発言する者あり)

○山井委員 この委員会席から、本人の希望なんだ、本人の希望なんだとおっしゃいますが、私はそれは机上の空論だと思います。幹部候補生で残業代ゼロの制度でやってくれと言われたら、それは多くのサラリーマンの方々は断ることがなかなかできません。

それに、安倍総理、今もお答えになっていなかったのが、希望しない人には適用しないということですが、もう時間が来ましたので最後に一問だけお聞きしますが、最後にお答えください、中所得者にはこの三条件に合致しても適用しないんですか、するんですか。安倍総理、最後お願いします。安倍総理、逃げないでください、これは

大事な質問です。中所得者には適用するんですか、しないんですか。(発言する者あり)

○松浪委員長 御静粛に願います。御静粛に願います。(山井委員「安倍総理、最後の質問ですからお答えください。中所得者には適用するんですか、しないんですか、安倍総理」と呼ぶ)

田村大臣、手短に願います。

○田村国務大臣 何度も申し上げております。時間ではかるのではないんです。成果ではかるような、そういうような職種、能力のある方、そういう方にまさに適用するわけでございますので、その十分に合致するような年収の方だというふうに御理解ください。

○山井委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。